

阿賀野市条例第5号

阿賀野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

阿賀野市職員の育児休業等に関する条例（平成16年阿賀野市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。